

市報第5号

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等の一部改正についての専決処分報告

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成30年3月30日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成30年5月22日提出

横浜市長 林 文子

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第39号

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第4条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合にあっては病床を有する診療所を開設している者とする。

2 前項の法人は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（以下「暴力団等」という。）であってはならない。

3 第1項の病床を有する診療所を開設している者は、暴力団等又は横浜市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であってはならない。

第6条第1号中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

（横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に

係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
)

第2条 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年6月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修であって、この条例による改正後の横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受けるもののうち最初のものをいう。以下同じ。）」及び「、同号の規定にかかわらず」を削り、「までに修了した場合には、経過日までの間に修了した」を「までの間は、省令第140条の66第1号イ③に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修（省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了している」に改める。

附則第3項中「経過日」を「省令第140条の66第1号イ③に規定する日」に、「最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した」を「主任介護支援専門員更新研修を修了している」に、「主任介護支援専門員更新研修以外の省令第140条の68第1項第2号に規定する」を「主任介護支援専門員更新研修（主任介護支援専門員更新研修であって、この条例による改正後の横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に

関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受けるもののうち最初のをいう。以下同じ。）以外の」に、「新条例第4条第1項第3号」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参 考

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（抜粋）

| | | | |
|---|----|-----|---|
| （ | 上段 | 改正後 | ） |
| （ | 下段 | 改正前 | ） |

- （法第78条の2第4項第1号の条例で定める者）
 （法第78条の2第4項第1号の条例で定める者）
- 第4条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、
法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、
法人又は複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省
法人であって、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例
令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看
第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する
護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場
暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と
合にあっては病床を有する診療所を開設している者とする。
密接な関係を有すると認められる者でないものとする。
2. 前項の法人は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条
例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定す
る暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等
と密接な関係を有すると認められる者（以下「暴力団等」という
。）であってはならない。
3. 第1項の病床を有する診療所を開設している者は、暴力団等又
は横浜市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であ
ってはならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

- 第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者

研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)

(第2号から第4号まで省略)

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則
介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限

る。)をいう。以下この章において同じ。)の訪問の可否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者(以下この章において「オペレーションセンター従業者」という。)を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。

(第2項省略)

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する
条例(抜粋)

(上段 改正後
下段 改正前)

附 則

(第1項省略)

(経過措置)

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)
に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修であって、この条例による改正後の横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実

施に係る人員等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）
第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する主任介護支援
専門員研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当
該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受けるもの
のうち最初のをいう。以下同じ。）については、同号の規定
にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度ま
でに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年
3月31日）までの間は、省令第140条の66第1号イ③に規定する
までに修了した場合には、経過日までの間に修了した
日までの間に主任介護支援専門員更新研修（省令第140条の68第
1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下
同じ。）を修了しているものとみなす。

- 3 前項の規定により 省令第140条の66第1号イ③に規定する日ま
経過日
での間に 主任介護支援専門員更新研修を修了している ものとみ
最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した
なされた者に係る最初の 主任介護支援専門員更新研修（主任介護
支援専門員更新研修以外の省令
第140条の68第1項第2号に規定する
域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等
の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第
3号の規定により、同号に規定する主任介護支援専門員研修を修
了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日ま
での間に受けるものうち最初のをいう。以下同じ。）以外
の主任介護支援専門員更新研修については、 同号
新条例第4条第1項
第3号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日は、最初
の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

（第4項から第6項まで省略）

地方自治法（抜粋）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第 4 項省略）

